

2023年5月17日

東郷町議会議長 様

東郷町

三宅 暁良

名古屋市北区柳原三丁目7番8号

春の自治体キャラバン実行委員会

代表 西尾 美沙子

事務局：自治労連愛知県本部

## 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

コロナ禍は、公務公共サービスの重要性を浮き彫りにしました。一方で、業務量に見合った人員が確保されない職場実態は、多くの早期離職を生んでいます。さらに、物価・光熱費の高騰によって格差と貧困がますます拡大し、地方自治体の財政も逼迫しています。この間、政府主導によりコスト削減ばかりを強調して推し進められた行革や合理化の方向性では、地方自治体が住民のいのちと暮らしを守ることは困難です。住民生活を支える必要不可欠な仕事として、抜本的な地方自治体の体制拡充と地方財政拡充が求められます。

しかし政府の対応は、光熱費増額分としては700億円を計上しただけであり、人員体制の強化についても保健所・消防防災行政・児童福祉司など限られた職種2,618人に留まるなど極めて不十分です。医療ひっ迫や自宅療養中のコロナ患者に対する手立てが足りず、困窮する住民・中小事業者等への抜本的な生活支援を図る予算も不足しています。それどころか、マイナンバーカードの交付率に応じた普通交付税の割増しや、申請率を要件としたデジタル田園都市国家構想推進交付金などは、地方の独自の取組を阻害し、地方自治に歪みを生じさせかねないものです。

国に求められるのは、国民が全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく健康で文化的な生活が営めるようナショナルミニマムを保障する財源を確保し、地方自治体の財源格差を是正して、地方財政を抜本的に拡充することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

## 記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方自治体間の財源格差は、水平的な財政調整では是正するのではなく、地方交付税や国庫補助金の拡充など、国の責任と負担による垂直的な財政調整で是正すること。
3. 地方交付税は、法定率を抜本的に引き上げ、地方自治体の財源保障・財源調整機能を併せもつ制度として充実させること。
4. 基準財政需要額は、地方自治体が「住民の福祉の増進」を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定すること。地方公務員の人件費・人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など「行革努力」を反映する地方交付税の算定を行わないこと。マイナンバーカードの普及率に応じた地方交付税の配分など成果主義的な仕組みを改めること。
5. 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てることを理由とした地方財政の削減を行わないこと。
6. 新型コロナウイルス感染症への対応や、大規模な災害からの復旧・復興にかかる財源は、地方自治体に負担させず、全額を国が負担すること。
7. 国の経済対策に基づくケア労働者の処遇改善事業やデジタル化の推進など、国の主導による政策に係る財源は全額を国が負担すること。少なくとも基準財政需要額への確実な算入と、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、地方自治体の自主財源による独自施策に影響を及ぼさないこと。

以上

## 【意見書案④】

### 地方財政の拡充を求める意見書（案）

コロナ禍によって、自治体・公務公共サービスの重要性が改めて浮き彫りになった。一方で、業務量に見合った人員が確保されない職場実態は、多くの早期離職を生んでいる。さらに、物価・光熱費の高騰によって格差と貧困がますます拡大し、地方自治体の財政も逼迫している。この間、国の主導によりコスト削減ばかりを強調して推し進められた行革や合理化の方向性では、地方公共団体が住民のいのちと暮らしを守ることはできない。住民生活を支える必要不可欠な仕事として、抜本的な地方公共団体の体制拡充と地方財政拡充が求められる。

しかし、2023年度の地方財政計画は、光熱費増額分としては700億円が計上されただけであり、人員体制の強化についても保健所・消防防災行政・児童福祉司など限られた職種2,618人に留まるなど極めて不十分である。医療機関や介護・障害・保育等の事業所に対する手立てが足りず、困窮する住民・中小事業者等への抜本的な生活支援を図る予算も不足している。加えて、マイナンバーカードの交付率に応じた普通交付税の割増しや、申請率を要件としたデジタル田園都市国家構想推進交付金などは、地方の独自の取組を阻害し、地方自治に歪みを生じさせかねないものと危惧する。

国に求められるのは、国民が全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく健康で文化的な生活が営めるようナショナルミニマムを保障する財源を確保し、地方公共団体の財源格差を是正して、地方財政を抜本的に拡充することである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

#### 記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方自治体間の財源格差は、水平的な財政調整で是正するのではなく、地方交付税や国庫補助金の拡充など、国の責任と負担による垂直的な財政調整で是正すること。
3. 地方交付税は、法定率を抜本的に引き上げ、地方自治体の財源保障・財源調整機能を併せもつ制度として充実させること。
4. 基準財政需要額は、地方自治体が「住民の福祉の増進」を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定すること。地方公務員の人件費・人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など「行革努力」を反映する地方交付税の算定を行わないこと。マイナンバーカードの普及率に応じた地方交付税の配分など成果主義的な仕組みを改めること。
5. 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てることを理由とした地方財政の削減を行わないこと。
6. 新型コロナウイルス感染症への対応や、大規模な災害からの復旧・復興にかかる財源は、地方自治体に負担させず、全額を国が負担すること。
7. 国の経済対策に基づくケア労働者の処遇改善事業やデジタル化の推進など、国の主導による政策に係る財源は全額を国が負担すること。少なくとも基準財政需要額への確実な算入と、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、地方自治体の自主財源による独自施策に影響を及ぼさないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

内閣総理大臣 宛  
財務大臣  
総務大臣

〇〇〇議会  
議長